

平成 19 年度「新しい利用のあり方推進」実施報告及び平成 20 年度実施計画

I. 平成 19 年度「新しい利用のあり方推進」実施報告

1. 実施項目

(1) マイカー規制の実施 ～パーク&シャトルバスライド～

1) 公共交通利用促進活動の継続実施

昨年度に引き続き、普及啓発等を中心に公共交通利用促進活動を実施した。

2) パーク&シャトルバスライド社会実験の実施に向けた検討

マイカー利用集中による道路混雑状況の調査・分析、および社会実験の実施に向けた検討を行うとともに、関係行政機関による「大台ヶ原自動車交通対策にかかる会議」を開催し、関係者との調整等を進めた。

3) 利用等に伴う自然環境への影響調査

利用等に伴う自然環境への影響調査として、西大台地区における蘚苔類に関する調査を実施した。

(2) より良好な森林地域の保全の強化 ～利用調整地区の設定～

1) 西大台利用調整地区の周知・普及啓発

広く一般国民を対象として周知・普及啓発を行うため、ホームページの公開、報道機関への周知を行うとともに、ポスターおよびリーフレットを作成し、広報に努めた。

2) 西大台利用調整地区に運用体制等に係る各種検討

今後の西大台利用調整地区の適正な運用を進めていくための基礎とするため、西大台利用調整地区における認定者数等の実績や、認定関係事務の実施状況等について調査・分析を行った。

3) 西大台利用調整地区モニタリング調査

西大台利用調整地区の適切な管理・計画の見直しを行っていくことを目的として、利用実態、利用者意識、利用施設の状況等に関するモニタリング調査・分析を行った。

(3) 総合的な利用メニューの充実 ～特に利用の質の改善のための条件整備～

1) ガイド制度の検討

利用者意識の向上及び質の高い自然体験の場を提供するため、昨年度に引き続きガイド制度等検討WGを開催し今後の調査事項について検討を実施した。

2) 自然体験プログラムの開催

大台ヶ原の魅力や、現在取り組んでいる自然再生の意義について周知することを目的に、自然体験プログラム（1回）を開催した。また利用者に質の高い自然体験の機会を提供するために、アクティブ・レンジャーおよびパークボランティアによる自然観察会（33回）を開催した。

3) 普及啓発活動の実施（ホームページ、メルマガ等）

大台ヶ原自然再生事業の普及啓発を図るため、大台ヶ原自然再生ホームページ等により、情報提供・情報発信を行った。

表-1 平成19年度「新しい利用のあり方推進」実施状況

利用対策部会		平成19年												平成20年			
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
I. マイカー規制の実施	公共交通利用促進活動の継続実施					●		←公共交通利用促進活動									
								↓混雑情報発信									
								←公共交通利用促進活動の効果検証									
	パーク&シャトルバスライド社会実験の実施							←マイカー利用集中による道路混雑状況調査・分析									
								○自動車交通対策にかかる会議									
								←利用実態調査									
	利用に伴う自然環境への影響の整理							←利用調整期間									
II. より良好な森林地域の保全の強化								←ホームページ、ポスター、リーフレット等による普及啓発									
	西大台利用調整地区の周知・普及啓発																←認定関係事務の実施状況等の検討
	西大台利用調整地区の運用体制等に係る各種検討							←利用実態調査									
									←利用者意識等に関する調査								
									←利用の質の向上に関する調査								
	西大台利用調整地区モニタリング調査								←歩道現況調査								
									←藪苔類調査(西大台)								
								←ガイド登録制度等に関する検討									
III. 総合的な利用メニューの充実	ガイド制度の検討																○ワーキンググループ開催
																	○自然体験プログラムの開催
	自然体験プログラムの実施																←大台ヶ原ホームページの管理・充実
																	←特設コンテンツの設置(公共交通キャンペーン)
	普及啓発活動の実施																○メールマガジンの発行

(4) 会議等の開催状況

- 平成19年 8月10日 西大台利用調整地区制度に係る説明会
 8月30日 第6回西大台地区利用適正化計画検討協議会・第1回利用対策部会(合同開催)
 10月9日 大台ヶ原自動車交通対策にかかる会議
 10月23日 西大台利用調整地区合同パトロール
 10月27日 自然体験プログラム
 平成20年 1月15日 第2回利用対策部会
 1月21日 第7回西大台地区利用適正化計画検討協議会
 2月18日 第3回利用対策部会
 2月18日 大台ヶ原ビジターセンター展示・解説標識WG
 2月28日 ガイド制度等検討WG

2. 実施内容

(1) マイカー規制の実施 ～パーク&シャトルバスライド～ (参考資料1参照)

1) 公共交通利用促進活動の継続実施

①公共交通利用促進の広報宣伝活動

秋の利用集中期における公共交通利用を呼びかけるため、関係機関と連携し、近鉄主要駅、道の駅(奈良県内10箇所、奈良県外12箇所)、登山用品店(36箇所)、自然系博物館(10箇所)等においてポスター掲出(配布数186枚)・チラシ配布(23,000枚)を行うとともに、大台ヶ原自然再生ホームページでの情報提供を実施した。

②山上駐車場混雑情報の提供

大台ヶ原自然再生ホームページ(PCサイト・モバイルサイト)において、混雑予想カレンダーを掲載するとともに、春シーズンは4月28日から5月6日の土日祝日の計7日間、秋シーズンは9月29日から11月4日の土日祝日の計13日間において午前7時から午後4時まで、山上駐車場の満車・空車情報のリアルタイム掲載を実施した。

③効果の分析

上記①、②の効果进行分析するため、10月20日(土)・21日(日)の2日間は対面式で、10月22日から11月中旬にかけては留め置き式で、利用者へのアンケート調査等を実施した。

公共交通利用促進の広報の認知状況は、1種類以上の広報を見た人は全体の50.3%であり、広報媒体としては、大台ヶ原自然再生ホームページが49.5%と最も多く、次いで新聞記事(29.3%)、近鉄駅構内(18.2%)、道の駅(17.2%)であった。

利用交通としては、自家用車が73.3%と最も多く、公共交通(路線バス)は10.0%であった。昨年度の結果と比較すると、自家用車の割合が減り(昨年度:76.4%)、公共交通の割合が増加した(昨年度:5.3%)。

一方で、広報を見たことにより利用交通を自家用車から公共交通に変更した人の割合は2.4%あり、昨年度の結果(5.3%)よりも減少したが、「元々公共交通を利用するつもりだった」人の割合が昨年の7.9%から14.5%に増加した。また、広報を見たことによる意識の変化として、「自然環境保全の重要性」(53.5%)、「利用マナーの向上」(44.4%)について理解が深まるなどの回答が得られた。

大台ヶ原自然再生ホームページの山上駐車場混雑情報へのアクセス数は、日平均でPCサイト83.2回(昨年度94.3回)、モバイルサイト29.3回(昨年度33.7回)であり、昨年度より減少したものの安定した利用が行われている。

2) パーク&シャトルバスライド社会実験に向けた検討

①マイカー利用集中による道路混雑状況調査・分析

混雑時の駐車場およびドライブウェイの状況を把握するために、山上駐車場の利用実態調査(10月20・21日の8:00~15:00)、およびドライブウェイの路肩駐車状況調査(10月21日、11月3・4日の路肩駐車台数ピーク時前後)を実施するとともに、路肩駐車が発生した場合に交通渋滞が発生する可能性が高い区間を抽出した。また、マイカー利用の抑制・分散にむけた基礎資料のひとつとするために、交通混雑の発生日、路肩駐車発生区間、駐車場満車時刻の予測を行った。

駐車場調査では、両日とも駐車場は満車状態となったが、目立った混雑は見られなかった。しかし、歩行者通路等への枠外駐車や、駐車枠をはみ出した駐車車両により利用できない駐車枠が多く観察されるなど、利用者の快適性や駐車場の効率的利用に関する問題点が明らかとなった。ドライブウェイ調査では、多くの路肩駐車が発生した10月21日と11月3日は、駐車場から0.15kmから0.35kmの区間で、道路両側へ路肩駐車が発生したために普通車の離合困難やバスの通過困難が発生した。

交通渋滞発生予想区間は駐車場から2.0km地点までに8区間抽出された。交通混雑発生が予想されるのは、ゴールデンウィーク、ゴールデンウィーク明けから6月上旬の土・日曜日、7月の海の日を含む週末、お盆前後、9月の土日祝日、10月中旬から11月上旬にかけての紅葉シーズンなどであり、その中でも5月のゴールデンウィークと10月中旬から11月上旬にかけての紅葉シーズンの週末は交通混雑発生の可能性が比較的高い。

②大台ヶ原自動車交通対策にかかる会議

大台ヶ原における自動車交通対策について、関係行政機関と調整を図り、連携した取り組みを実施するため、平成17年3月の開催以降3回目となる「大台ヶ原自動車交通対策にかかる会議」を開催した。

3) 利用等に伴う自然環境への影響調査

大台ヶ原ビジターセンター調べに基づく平成19年度の大台ヶ原の利用者総数は183,804人で、平成18年度(200,804人)より、1万7千人減少した。また、カウンター記録に基づく平成19年度の東大台の入山者数は46,211人、西大台の入山者数は10,590人で、平成18年度(東大台:54,625人、西大台:5,246人)と比べて、東大台は8,414人減少し、西大台は5,344人増加した。

また、利用等に伴う自然環境への影響調査として、西大台地区において、地表性蘚苔類の被度および種組成に関する調査を実施した。

(2) より良好な森林地域の保全の強化 ～利用調整地区の設定～

1) 西大台利用調整地区の周知・普及啓発

西大台利用調整地区の周知・普及啓発を図るために、ホームページの公開、報道機関への周知を行うとともに、ポスター、リーフレットを作成し、全国の山岳連盟や近畿圏の登山用品店、旅行代理店、登山関連書籍や地図を扱う出版社、自然保護団体、交通事業者、自然系博物館などに幅広く配布した。また、平成19年8月6日～9月30日の間、近鉄主要駅17駅において、ポスターの掲出およびリーフレットの配置を行った。

2) 西大台利用調整地区の運用体制等に係る各種検討

①認定者数等

平成19年度の利用調整期間は、9月1日～11月28日の89日間であり、期間中の認定者数は、合計452人であった。立入りをキャンセルした人64人を除く推定立入人数は、計388人であった。また、3ヶ月間の述べ上限人数4,400人に対する認定者数の比率は、10.3%であった。

利用調整期間のうち最も認定者数が多かったのは、10月21日(日)で、69人であった。また、認定者数が0の日は、89日間で31日間あり、認定者数0の日の割合は34.8%であった。

②申請の状況等

認定者452人中、個人申請は53人、11.7%で、他の399人は団体による申請であった。また、窓口申請を行ったのは、1団体2名のみで、他は全て郵便申請であった。

複数日認定者の状況については、認定者のうち、395人は1日のみの認定で、2日認定を受けた人が18人、3日認定が2人、4日が1人、11日が1人であった。

③認定関係事務の実施状況

立入を申請してから認定証交付までの日数は、申請書受付の当日交付が28.5%、翌日交付が31.2%、2日後12.4%、3日後10.0%で、約8割が申請の3日後までに認定証の交付を受けていた。また、4日以上の日数を要した場合も17.9%あったが、その理由は、申請書の不備により、修正に時間を要したためである。

また、立入日の何日前までに認定証が交付されているかをみると、1～週間前が45.6%、2週間～1ヶ月前が36.9%となっており、ほとんどが、立入の1週間前までに認定証の交付を受けている。以上より、認定関係事務は、概ね適正に実施されたといえる。

3) 西大台利用調整地区モニタリング調査

①利用実態調査

カウンター記録に基づく、駐車場から西大台地区への入込み数は、年間総計10,590人(平成18年度:5,561人)であり、例年を大きく上回った。月別で最も利用者数が多かったのは8月で、入込み数は5,550人となっており、利用調整開始前の駆け込み需要が大きかったことが分かる。一方、利用調整開始後の9月から11月の入込み数は計605人であり(認定者以外に自然再生従事者等を含む。平成18年度の同時期:計2,529人)、例年を大きく下回った。

以上より、利用調整前までは、駆け込み需要により例年を大きく上回る利用者数となったが、利用調整後は利用集中を防ぐ効果が得られたといえる。

②利用者意識等に関する調査

事前レクチャーに関するアンケートの結果、事前レクチャーの長さについては、95.7%が「ちょうどよい」と回答し、事前レクチャーの内容については、59.8%が「満足」、39.1%が「普通」、配布した冊子の内容については、64.1%が「満足」、33.6%が「普通」としており、概ね高い満足度が得られた。また、利用者の傾向として、初めて西大台地区に来た人が73.0%と、昨年度(52.7%)と比べて、初めての比率が高かった。

また、利用後のアンケートの結果、問題行動の目撃件数は計20件で、昨年度と比べると「ペットの持ち込み」が見られなかったことをはじめとして、利用マナーの改善が見られた。また、利用後の満足度については、「期待通りだった」が42.9%、「期待していた以上によかった」が29.1%で、大半の利用者が満足を示した。一方、自由意見では、「迷いやすいため案内標識の拡充が必要」といった意見や、申請手続きの簡略化等を求める意見がみられた。

以上より、事前レクチャーの内容、配付資料、実際の地区利用について、概ね高い満足度が得られたといえる。また、初めて来訪する人が増えているが、問題行動は少数であり、利用者の意識は高いものと推測される。

③利用の質の向上に関する調査

利用調整の期間中、悪天候で入山できなかった日を除いて、毎日、巡視を行い、無認定の入山者に対する注意勧告を21件40人に対して行った。また、無認定で入山しようとした人に入口で注意することにより、34件で違反の未然防止を行った。指導の結果、いずれの場合も、違反者等は指導に従って退去している。

以上より、認定を受けた利用者は、概ねルールに従って適切な利用をしているといえる。また、無断立入者がみられたが、適切な指導が行われたといえる。

④歩道現況調査

平成18年度調査で把握した複線化箇所29ヶ所、洗掘箇所9ヶ所、裸地化の定点観測地点1ヶ所、歩道外に立入が見られた箇所6ヶ所において、複線化や洗掘等の距離、深さ等を計測し、現況模式図の作成等を行い、昨年度の調査結果と比較した。

その結果、一部に複線化等の回復の傾向が認められるものの、概ね変化は見られなかった。また、一部の歩道の周辺において、植生の踏み荒らしが見られたが、利用調整前の駆け込み需要の影響が考えられる。

⑤蘚苔類調査(西大台)

利用による自然環境への影響を把握することを目的として、西大台地区に計12ヶ所の調査区を設け、地表性蘚苔類の被度調査および種組成調査を行った。その結果、各調査区において、10c㎡以上の群落を形成している蘚苔類の被度および種名を記録し、今後の変化を検証していく

ための基盤をつくることができた。

(3) 総合的な利用メニューの充実 ～特に利用の質の改善のための条件整備～(参考資料2参照)

1) ガイド制度等の検討

利用者意識の啓発及びより深い自然とのふれあい体験を提供するため、昨年度に引き続きガイド制度等検討WGを開催し、昨年度の計画を見直し、「制度」の前に現状を把握し検証していくための内容について検討を行った。

2) 自然体験プログラムの実施

大台ヶ原利用者に質の高い自然体験の機会を提供することを目的として、アクティブ・レンジャーおよびパークボランティアによる自然観察会を開催した(16日間・計31回、参加者総数133名)。

また、現在取り組んでいる自然再生の意義について、周知することを目的とする自然体験プログラムを開催した(平成19年10月27日(土)、雨天のため、時間を短縮して実施)。講師には、大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の委員が実施し、専門的で内容の充実したプログラムとなった。

3) 普及啓発活動の実施(ホームページ、メルマガ等)

大台ヶ原自然再生事業の普及啓発を図るため、大台ヶ原自然再生ホームページ及び大台ヶ原通信(メールマガジン)により、情報提供・情報発信を行った。

PCサイト、モバイルサイトともに、平成19年度のアクセス数は平成18年に比べて増加しており、大台ヶ原情報の収集の方法のひとつとして浸透しつつあるといえる。

II 平成20年度「新しい利用のあり方推進」実施計画（案）

1. 「マイカー規制の実施」に関する取り組み

- (1) 公共交通利用促進の実施
- (2) 自動車利用適正化方策の検討
- (3) 利用に関する各種調査の実施
- (4) 地域経済振興への効果・影響の検証

2. 「より良好な森林地域の保全の強化」に関する取り組み

- (1) 西大台利用調整地区の周知・普及啓発
- (2) 西大台利用調整地区の運用体制等に係る各種検討
- (3) 西大台利用調整地区モニタリング調査（1～（3）と一部重複）

3. 「総合的な利用メニューの充実」に関する取り組み

- (1) 利用の質に関する各種調査の実施
- (2) ガイド制度に関する検討
- (3) 自然体験プログラムの試行と検討
- (4) 普及啓発活動の実施（ホームページ、メルマガ等）

表一 平成20年度「新しい利用のあり方推進」実施スケジュール

	平成20年										平成21年		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
評価委員会												○	
利用対策部会								(○)			○	○	
I. マイカー規制の実施	← 公共交通利用促進活動 →												
	← 自動車利用適正化に関する検討 →												
							○						
	← 自動車交通対策会議 →												
	← 利用に関する各種調査 →												
← 地域経済振興への効果・影響の検証 →													
II. より良好な森林地域の保全の強化	← 西大台地区利用調整地区の運用 →												
	← 運用体制等に係る各種検討 →												
							○				○		
	← 協議会 →												
	← モニタリング調査 →												
											○		
← モニタリング評価(部会) →													
III. 総合的な利用メニューの充実	← 利用の質に関する各種調査の実施 →												
	← ガイド制度に関する検討 →												
							○					○	
	← ガイド制度WG →												
	← 自然観察会(PV、アタビ・レンジャー) →												
	← 自然体験プログラム →												
← ホームページ・メルマガ等による情報提供・発信 →													

参考) 平成 20 年度西大台利用調整地区の運用計画

1 利用調整を行う期間

平成 20 年 4 月 23 日 (水) から 11 月 30 日 (日) まで

※県道大台ヶ原公園川上線 (大台ヶ原ドライブウェイ) の開通期間。なお、11 月末は冬期通行止めのため変更の可能性がある。

2 1 日あたりの立入り可能な人数の上限

ア 利用集中期の土日祝日 : 100人

イ 利用集中期の平日、利用集中期以外の土日祝日 : 50人

ウ 上記以外の平日 : 30人

※1 団体 (2 人以上を団体とする) の利用申込みは、最大 10 人まで。

3 利用集中期 (別添カレンダー参照)

過去の大台ヶ原の利用実態に基づき、以下の期間を利用集中期として設定する。

ア 春期 : 平成 20 年 4 月 26 日 (土) から 6 月 1 日 (日) まで

イ 夏期 : 平成 20 年 8 月 9 日 (土) から 8 月 17 日 (日) まで

ウ 秋期 : 平成 20 年 9 月 27 日 (土) から 11 月 3 日 (月・祝) まで

4 認定手続き

手続き方法は、変更なし。受付は、利用調整開始日の 3 ヶ月前である平成 20 年 1 月 23 日 (水) から実施する。

5 事前レクチャー

実施期間 : 平成 20 年 4 月 23 日 (水) から 11 月 30 日 (日) まで

実施場所 : 大台ヶ原ビジターセンターレクチャールーム

実施者 : 環境省 (主にふれあいコーディネーターが実施)

時間割 : 以下の時間割を予定。

	利用集中期の土日祝日 (100人)	利用集中期の平日・通常期のすべての日 (50人もしくは30人)
①	7:30~8:00	無し
②	8:30~9:00	8:30~9:00
③	9:30~10:00	9:30~10:00
④	10:30~11:00	10:30~11:00
⑤	11:30~12:00	11:30~12:00
⑥	16:00~16:30	16:00~16:30

6 巡視

<巡視>

実施期間：平成20年4月23日（水）から11月30日（日）まで毎日

実施者：環境省（自然保護官及びアクティブレンジャーなど職員による巡視の他、環境省の巡視業務を請け負った者が職員の指示のもと複数人数で実施）

<協議会による合同パトロール>

西大台地区利用適正化計画検討協議会構成員による合同パトロールを実施する。

実施予定時期：平成20年10月ころ（利用集中期）を予定

<その他>

自然再生事業、公園管理業務と平行として職員が見回る他、吉野警察署と連携し合同でパトロールを実施する。

7 モニタリング

別途モニタリング計画に基づき、自然環境の状態に関する事項として動植物に関する調査を行い、利用のあり方に関する事項とし利用実態、利用者意識、歩道の状態に関する調査を実施する。

モニタリング調査の結果は、大台ヶ原自然再生推進計画評価委員会の森林生態系部会及び利用対策部会（平成21年1月に開催予定）において評価を行い、評価結果を吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会（平成21年1月に開催予定）に報告する。

8 普及啓発

西大台利用調整地区の制度を広く利用者に知ってもらうため、今後も継続的に普及啓発を行っていく。平成19年度は、報道機関への情報提供・取材協力、ホームページや広報用資料による周知の他、近畿地方を中心に全国の関係者に対して幅広く周知を行った結果、一定の効果がみられたことから、平成20年度も継続的に普及啓発を行うこととする。特に利用調整開始前と各利用集中期の前に重点的に周知を行う。

なお、普及啓発に当たって、平成19年度と同様、東大台地区が利用調整の対象外でこれまでどおり利用可能であることもあわせて周知することとする。

9 結果報告

利用調整期間終了後、各種モニタリング調査及び運用結果について整理・分析し、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会において報告を行うとともに、ホームページ等により結果を公表する。

平成 20 年度 利用集中期の設定

4月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

6月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

7月

月	火	水	木	金	土	日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

8月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

9月

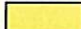
月	火	水	木	金	土	日
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

10月

月	火	水	木	金	土	日
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

11月

月	火	水	木	金	土	日
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

 利用集中期

※利用調整期間 4/23～11/30 (ただし終了日は冬期通行止めの期日により変更あり)

利用集中期 4/26～6/1、8/9～8/17、9/27～11/3

平成 20 年度 月別上限人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	日数計	上限人数計
利用集中期の土日祝日	3	11	1	0	4	2	9	3	33	3300
利用集中期の平日および利用集中期以外の土日祝日	2	20	8	9	6	10	22	9	86	4300
上記以外の平日	3	0	21	22	21	18	0	18	103	3090
日数計	8	31	30	31	31	30	31	30	222	
月別上限人数	490	2100	1130	1110	1330	1240	2000	1290	-	10690